

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 28 日（金）第2994号の10



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

○鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	訓 告	令 示	（※）（総務事務センター取扱い）	1
○駐在機関の設置（※）			（人事課取扱い）	2
○駐在機関の廃止（※）（2件）			（商工政策課取扱い）	2
○駐在機関の設置（※）			（産業立地課取扱い）	2

訓 令

鹿 児 島 県
 鹿 児 島 県 議 会
 鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
 鹿 児 島 県 監 査 委 員 訓 令 第 1 号
 鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
 鹿 児 島 県 企 業
 鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 3 月 28 日

鹿 児 島 県 知 事	伊藤祐一郎
鹿 児 島 県 議 会 議 長	池畑 憲一
鹿 児 島 県 人 事 委 員 会 委 員 長	平田 浩和
鹿 児 島 県 代 表 監 査 委 員	弓指 博昭
鹿 児 島 県 労 働 委 員 会 会 長	宮廻 甫允
鹿 児 島 県 県 立 病 院 事 業 管 理 者	福元 俊孝

鹿児島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県職員安全衛生管理規程 平成18年鹿児島県監査委員訓令第1号 の一部を次

}	鹿 児 島 県
	鹿 児 島 県 議 会
	鹿 児 島 県 人 事 委 員 会
	鹿 児 島 県 労 働 委 員 会
	鹿 児 島 県 企 業
	鹿 児 島 県 県 立 病 院 局 企 業

のように改正する。

第2条第5号ただし書中「， バイオテクノロジー研究所」を削る。

附 則

この訓令は，平成26年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第358号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
始良・伊佐地域振興局総務企画部霧島市駐在機関	霧島市役所内	地域振興に関する事務	平成26年 4 月 1 日

鹿児島県告示第359号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第484号（駐在機関の設置）をもって設置した鹿児島県福岡事務所福岡市駐在機関は、平成26年 3 月 31 日限り廃止する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第360号

平成21年 3 月 31 日鹿児島県告示第471号（駐在機関の設置）をもって設置した商工労働水産部観光交流局観光課福岡市駐在機関は、平成26年 3 月 31 日限り廃止する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第361号

工業技師の駐在機関を次のとおり設置する。

平成26年 3 月 28 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
鹿児島県工業技術センター奄美市駐在機関	鹿児島県工業技術センター奄美分庁舎内	大島紬の技術指導に関する事務	平成26年 4 月 1 日